

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木)
午後2時00分から午後2時55分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館 11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 23名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 23名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也
【8番】益田 志郎	【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄
【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠	【13番】青木 久子
【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也
【20番】白石 義廣	【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也
【23番】木村 誠	【24番】近松 安文	

欠席委員数 0名

4. 議事に関与する職員

局長 木村 仁士
次長 新居田 伸一郎
次長 渡辺 修三
係長 木根 致左
主査 江頭 好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 33 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~21)

議案第 34 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~12)

議案第 35 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~12)

議案第 36 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1~2)

議案第 37 号

農地集積促進員の推薦について

議案第 38 号

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について

議案第 39 号

農用地利用集積計画関係について (受付番号 1~57)

議案第 40 号

農用地利用集積計画関係 (解除条件付) について (受付番号 1~12)

議案第 41 号

農用地利用配分計画関係 (使用貸借による権利の移転) について (受付番号 1~9)

報告第 22 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について(受付番号 1～27)

報告第 23 号

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について(受付番号 1～2)

報告第 24 号

農地法第 5 条第 1 項第 7 号規定による届出について(受付番号 1～4)

報告第 25 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について(受付番号 1～4)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第6回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員23名中23名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和5年度 第6回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【2番】渡邊 節夫 委員、【14番】越智 千保子 委員、両委員を私から指名させていただきます。</p> <p>なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第33号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>議案第33号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。</p> <p>[受付番号1]</p> <p>申請地は神宮にある農地14筆で、登記地目は田、畑、山林、面積は合計6,189㎡でございます。</p> <p>[受付番号2]</p> <p>申請地は旦にある農地2筆で、登記地目は田、畑、面積は合計386㎡でございます。</p> <p>[受付番号3]</p> <p>申請地は朝倉上にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は998㎡でございます。</p> <p>[受付番号4]</p> <p>申請地は朝倉上にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計327㎡でございます。</p> <p>[受付番号5]</p> <p>申請地は玉川町鈍川にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計2,314㎡でございます。</p>

[受付番号 6]

申請地は波方町波方にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,131 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は大西町星浦にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,269 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は吉海町南浦、名駒にある農地 11 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 9,823 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は吉海町名駒にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,256 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は吉海町名駒にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 487 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は吉海町棕名にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,526 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は吉海町棕名、本庄にある農地 2 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 1,940 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は宮窪町友浦にある農地 21 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 11,246 m²でございます。

[受付番号 14]

申請地は伯方町木浦にある農地 2 筆で、登記地目は畑、宅地、面積は合計 430.8 m²でございます。

[受付番号 15]

申請地は上浦町瀬戸にある農地 8 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,086 m²でございます。

[受付番号 16]

申請地は上浦町甘崎にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 176 m²でございます。

[受付番号 17]

申請地は上浦町井口にある農地 8 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 3,769 m²でございます。

[受付番号 18]

申請地は上浦町井口にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,312 m²でございます。

[受付番号 19]

申請地は上浦町井口にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,525 m²でございます。

[受付番号 20]

申請地は大三島町肥海にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,658 m²でございます。

[受付番号 21]

申請地は大三島町口総にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 4,413 m²でございます。

す。

議案書1～4ページの合計は、21件、107筆、面積64,261.8㎡となっております。地元委員さん1～4名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第4(4)アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」またはイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。
議案第34号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才の農業者兼学生、申請地は1筆で、地目は田、面積は781㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,306㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は902㎡で、現在、水稻を栽

培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,028㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の農業者兼住職、申請地は2筆で、地目は田または畑、面積は合計1,135㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は1筆で、地目は田、面積は197㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は335㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号8]

[受付番号9]

受付番号8及び受付番号9は、関連がございますので、一括してご説明いたします。

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は、受付番号8 1筆、受付番号9 2筆、計3筆で、地目は受付番号8 畑、受付番号9 樹園地、面積は合計2,576㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は465㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号11]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,439㎡で、現在、野菜を

栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるもの
あります。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は3筆で、地目は樹園地、面積は合計 2,880 m²で、現在、
柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受ける
ものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要
件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから24ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

- ①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、
すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか
- ②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか
- ③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか
- ④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか
- ⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
- ⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基
準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の
全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現
地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

それでは、ご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。
議案第 35 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1]

譲受人は会社員の妻 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は乃万地区宅間の 1 筆で、地目は田、面積は 298 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が分家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、家族が増え手狭で不便になったため、実家にも近く子育てのしやすい申請地を譲渡人から譲り受け、分家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 7 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 10 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は土木、建築工事等を営む法人、譲渡人は農業兼会社員 1 名、申請地は立花地区辻堂の 3 筆で、地目は田、面積は合計 814 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、法人として露天資材置場を有していないことから、事業効率の向上を図るために必要な事業用地として申請地を譲渡人から賃貸借し、露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 7 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は土木・建築及び電気工事の設計施工等を営む法人、譲渡人は農業兼会社員 1 名、申請地は富田地区町谷の 1 筆で、地目は田、面積は 339 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地

であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場及び露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、法人として露天資材置場を有しておらず、また駐車場も手狭で不便となったため、譲受人の工場に近接している申請地を購入し、露天駐車場及び露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和5年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名外共有者2名、申請地は清水地区徳重の1筆で、地目は田、面積は374㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったため、学校や病院にも近く子育てのしやすい申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は再生可能エネルギー発電事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、面積は1034㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は電力固定価格買取制度を利用し売電事業を拡大するにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和5年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 6]

譲受人は船舶の鉄工作業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は朝倉地区朝倉上の 1 筆で、地目は畑、面積は 149 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、現在、従業員 8 名が送迎車両を利用していますが、会社に駐車場がないため、各所を廻って従業員の送り迎えをしており、従業員の送迎に多大な時間を要していることから、会社に近く利便のよい申請地を譲渡人から購入し、露店駐車場を整備して、従業員が通勤できる環境を整えようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 7 月 14 日で、許可日から令和 5 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 7]

譲受人は旅館、ホテルの経営等を営む法人の役員 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区名駒の 1 筆で、地目は畑、面積は 460 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸家及び貸露天駐車場を取得するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人が役員を務める法人が従業員用の社宅と露天駐車場を求めていることから、自宅に隣接する申請地と一体利用地である宅地及び同所に建築されている建物を譲渡人から購入し、同社に貸家及び貸露天駐車場として賃貸借しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 5 年 7 月 14 日で、許可日から令和 5 年 9 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 5 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 8]

譲受人はインターネットを利用した広告宣伝業等を営む法人、譲渡人は農業者 2 名、申請

地は吉海地区八幡の2筆で、地目は田、面積は合計783㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、今治市役所吉海支所から300m以内の農地であるとの理由から、第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、申請地とそれに隣接する宅地を一体利用地として譲渡人から購入し、コワーキングスペースを整え、個人起業者や起業家を支援するための事業拠点として、本社を新築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は農業者1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区南浦の1筆で、地目は畑、面積は350㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、分譲地に住宅を建築して居住をしていたところ、交通事故で下半身不随となり、障害1級の認定を受けるに至りましたが、現在の住居はバリアフリー化されておらず、日常生活に支障をきたしており、また体が不自由で定職に就けないことから人の目を気にせず静かなところで生活したいとの思いが深まり、自分の希望にかなう土地を探していたところ、譲渡人から申請地を購入できることとなり、本申請地にバリアフリー化された自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号10]

譲受人は造船業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は伯方地区木浦の1筆で、地目は畑、面積は2034㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が社員寮を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、現社員寮の老朽化が進んでいることから、社員の居住

環境の質を向上させるため、譲渡人から申請地を購入し、新社員寮を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和6年12月25日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11]

譲受人は電気設備の設計や施工等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は上浦地区井口の1筆で、地目は畑、面積は249.8㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が鉄塔作業用地を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、隣接地において譲受人が中国電力から受注を予定している鉄塔の建設を施工するにあたり、鉄塔用地内だけでは資材置場等を確保できないことから、譲渡人から申請地を賃貸借し、鉄塔建設に必要な作業用地を一時的に確保しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12]

譲受人は不動産業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は上浦地区甘崎の1筆で、地目は畑、面積は1532㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、RVパークの整備が可能な土地を持たない譲受人が当該施設の整備を行うにあたり、景観、日照、地形等の条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人はRVパーク事業を実施するにあたり、景観、日照、地形等、車中泊が可能な充電設備を備えた露天駐車場とトイレ等を備えたRVパークの事業用地として申請地を購入し、RVパーク事業を実施しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和5年7月14日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第6小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしている農地法第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の25ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

なお、[受付番号2]と[受付番号4]は、第1種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第36号 農業振興地域整備計画変更(除外)について

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 7 ページをお開きください。

議案第 36 号は、農業振興地域整備計画変更(除外)について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が行う分家住宅に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

[受付番号 2]

申請者は、転用者が行う学校施設敷地拡張に土地を供するため、申請地を農用地区域から除外するものであります。

なお、これらについては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

承認することに、ご異議ございませんか。

全員

(異議なし)

議長

それでは、承認することにいたします。

議長

続きまして、議案第 37 号 農地集積促進員の推薦について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。

議案第 37 号は、農地集積促進員の推薦についてでございます。

利用権のお世話をさせていただく農地集積促進員であります。

農地集積促進員設置要領第 2 条の規定に基づきまして、市の農林水産課から推薦の依頼がありましたので、議案書 8 ページから 10 ページまでの 147 名の方々を推薦したいと思います。以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 推薦することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり 147 名を推薦いたします。

議長 続きまして、議案第 38 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。議案第 38 号は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてでございます。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条の規定に基づき、今治市長から令和 5 年 7 月 20 日付けで、この変更に係わる意見を求められています。

概ね 5 年に一度の見直しを行うこととなっており、前回の見直しは令和 3 年でございましたが、令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、愛媛県において「農業経営基盤強化促進に関する基本方針」が令和 5 年 6 月に変更されたことを受けて、今治市においても変更を行うものとなっております。

それでは、主な変更点をご説明します。

まず一つ目は、「第 4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項」の追加でございます。農業を担う者の確保及び育成方針、農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針等について、新たに追加されております。

二つ目は、地域計画の策定方針の追加でございます。令和 5 年 4 月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正によって、これまで取り組んできた「人・農地プラン」は「地域計画」として法定化されました。地域計画の策定に当たりまして、協議の場の設置や参加者等について、その方針が新たに追加されております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり承認することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり承認することといたします。

議長 続きまして、
議案第 39 号 農用地利用集積計画関係について
議案第 40 号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。本日、お手元にお配りしております A3 版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。議案書 1 ページから 5 ページの議案第 39 号、6 ページから 7 ページの議案第 40 号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。
両議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。
これらは農地集積促進員の皆様にお世話いただいた利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書 1 ページから 5 ページまでの案件について、新規 30 件、更新 27 件、合計 57 件、面積は 127,047 m²でございます。また、議案書 6 ページから 7 ページにつきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規 3 件、更新 9 件、合計 12 件、面積は 24,240 m²となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。
それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。
農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 41 号農用地利用配分計画関係（使用貸借による権利の移転）について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。引き続き、本日お配りした議案書の 8 ページをお開きください。
議案第 41 号は、農用地利用配分計画関係（使用貸借による権利の移転）についてでございます。
この議案は、今治市長から農用地利用配分計画の意見を求められています。
大西地区の 9 件、面積 15,798 m²につきまして、農地中間管理事業に基づき、現在の受け手から別の受け手に対し権利の移転を行うものです。
この権利の移転について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程による、農用地利用配分計画の意見聴取を求められています。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 それでは、農用地利用配分計画につきまして、原案どおりということでよろしいでしょうか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり適当といたします。

議長 続きまして、報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 23 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 24 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号規定による届出について
報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。
議案書 23 ページから 26 ページの報告第 22 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 27 件の届出がありました。全て取得事

由は相続であり、権利内容は受付番号5が賃借権、その他は所有権でありました。
議案書27ページの報告第23号農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は976㎡でありました。
議案書28ページの報告第24号農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は4件の届出があり、合計面積は2,453㎡でありました。
報告第23号及び第24号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第22号から第24号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書29ページの報告第25号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[受付番号1]

令和5年6月30日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号2]

令和5年5月30日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号3]

令和5年5月31日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

[受付番号4]

令和5年6月30日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

議長 (意見なし)

全員 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。